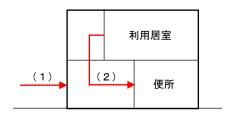
2021年10月1日以降の移動等円滑化経路の取り扱いについて(500㎡未満の建築物)

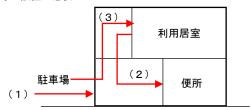
500 ㎡未満かつ上下の移動が 1 層の場合

次の(1)から(3)までのそれぞれの経路のうち1以上を移動等円滑化経路にしなければならない。

- (1) 第18条第1項第1号 道等から各利用居室(上下の移動が1層の場合は除く)
- (2) 第18条第1項第2号 利用居室から車椅子使用者用便房
- (3) 第18条第1項第3号 車椅子使用者用駐車施設から利用居室
 - ─────▶ 移動等円滑化経路
 - 1. 利用居室が2階にあり、車椅子使用者用便房が1階にある場合 エレベーター等の設置 必要



2. 利用居室が 2 階にあり、車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用駐車場が 1 階にある場合 エレベーター等の設置 必要



3. 利用居室が1階と2階にあり、車椅子使用者用便房が1階にある場合 エレベーター等の設置 任意 ※同用途の場合



4. 利用居室が1階と2階にあり、車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用駐車場が1階にある場合 エレベーター等の設置 任意 **※同用途の場合**



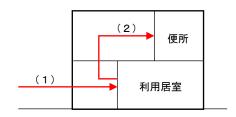
5. 利用居室と車椅子使用者用便房が2階にある場合 エレベーター等の設置 任意



6. 利用居室と車椅子使用者用便房が1階と2階にある場合 エレベーター等の設置 任意



7. 利用居室が1階、車椅子使用者用便房が2階にある場合 エレベーター等の設置 必要



8. 利用居室が1階、車椅子使用者用駐車場が2階にある場合 エレベーター等の設置 必要

